

## 第5部 災害復旧・復興



# 第1章 公共土木施設等の災害復旧

被災した公共土木施設等の早急な災害復旧は、住民の生活の安定と福祉の向上を図る上で不可欠であるため、本章では、公共土木施設等の災害復旧にかかる対策を定める。

## 第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進

【十 島 村：住民課・土木交通課・教育総務課・総務課】

### 第1 災害復旧事業等の推進

#### 1 災害復旧事業等の計画策定

公共施設の災害復旧実施責任者が行う災害復旧事業の計画策定の基本方針は、各施設の原形復旧と併せ、十島村がおかれている災害に対する各種の特性と災害の原因を詳細に検討して、災害の発生防止のための必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し、極力早期復旧に努めるものとする。

#### 2 災害復旧事業等の実施要領

- (1) 災害の程度及び緊急の度合等に応じて、県への緊急査定あるいは本査定を速やかに要望する。
- (2) 査定のための調査、測量及び設計を早急に実施する。
- (3) 緊急査定の場合は、派遣された現地指導官と十分なる協議をなし、その指示に基づき周到な計画をたてる。また、本査定の場合は、査定前に復旧について関係者と十分協議検討を加えておく。
- (4) 復旧災害にあたっては、被災原因を基礎にして、再度災害が発生しないようあらゆる角度から検討を加え、災害箇所の復旧のみに捉われず、周囲の関連を十分考慮にいれて、極力改良復旧ができるよう提案する。
- (5) 査定終了後は緊急度の高いものから直ちに復旧にあたり、現年度内に完了するよう施工の促進を図る。
- (6) 査定で補助事業の対象外となったもので、なお、今後危惧されるものについては、その重要度により各課所管の村単防災事業で実施する。
- (7) 大災害が発生した場合の復旧等については、復旧事業着手後において労働力の不足、施工業者の不足や質の低下、資材の払底等のため、工事が円滑に実施できないこと等も予想されるので、このような事態を想定して十分検討しておく。
- (8) 災害の増破防止、交通の安全確保等のため、災害復旧実施責任者に仮工事や応急工事を適切に指導する。
- (9) 大災害発生を想定して、査定及び復旧のための支援体制を十分検討しておく。

### 3 事業計画の種別

被災した各施設は、十島村がおかれている災害に対する各種の特性と災害の原因を検討し、その被害程度に応じた適切な災害復旧事業計画をたて、被災施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、施設の新設又は改良を行うとともに、早期復旧を図る。

公共施設等災害復旧事業の対象として、次の事業を実施する。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
- (2) 農林水産施設災害復旧事業
- (3) 都市災害復旧事業
- (4) 上水道災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) その他の災害復旧事業

関係するこれらの事業計画に積極的に協力する。

計画の実施にあたっては、復旧事業を迅速に行うため事業計画を速やかに作成するとともに、実施に必要な職員の配備、応援、派遣等、活動体制について必要な措置をとる。

## 第2節 激甚災害の指定

【関係機関：鹿児島県】

【十島村：総務課・住民課・土木交通課・教育総務課】

### 第1 激甚災害に関する調査

#### 1 村の協力

村長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

#### 2 県

- (1) 県内に大規模な災害が発生した場合、知事は村の被害状況を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係部局に必要な調査を行わせるものとする。
- (2) 関係部局は、激甚法に定められた事業を実施する。

## 第2 特別財政援助額の交付手続等

### 1 村の手続き

村長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部署に提出しなければならない。

## 第2章 被災者の災害復旧・復興支援

被災した住民が、その痛手から速やかに再起し生活の安定を早期に回復できるように、生活相談、弔慰金等の支給、税の減免、各種融資措置など、本章では、被災者の支援に係る対策を定める。

### 第1節 被災者の生活確保

【関係機関：日本郵便株式会社・十島村】

#### 第1 災害相談

大規模災害の発生等により、被災した住民からの問い合わせや相談等に対応するため、「災害相談窓口」を開設する。災害相談窓口においては、問い合わせや相談等の情報を基に、住民が必要としている行政サービスや解決すべき問題等の把握に努める。また、災害の規模によっては、総合的な災害相談窓口を総務対策部人事班が設置し、村災対本部の各部により編成し、行方不明者の搜索、り災証明の発行、税の減免、仮設住宅への入居申請、住宅応急修理の相談、医療相談、生活相談等を受け付ける。

#### 第2 災害弔慰金等の支給

##### 1 災害弔慰金等の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づいて、自然災害によって死亡（行方不明を含む。以下の項においては同じ。）した者の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

また、自然災害によって負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に重度の障害がある者に対して、災害障害見舞金を支給する。

区 分	支給の内容等
根拠法・条例	災害弔慰金の支給等に関する法律 十島村災害弔慰金の支給等に関する条例
対象災害	(1) 村の区域内において、住居の滅失した世帯の数が5ある災害 (2) 県内において、住居の滅失した世帯の数が5以上の市町村が3以上存在する災害（県内すべての市町村が対象となる。） (3) 県内において、災害救助法第2条に規定する救助が行われた災害（県内すべての市町村が対象となる。）

区 分	支給の内容等
	(4) 救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害(県内すべての市町村が対象となる。)
支給対象	対象災害により死亡した者の遺族に対して支給する。
弔慰金の額	死亡当時遺族の生計を主として維持していた場合500万円 その他の場合250万円
支給対象 (障害見舞金)	対象災害により法別表に掲げる程度の障害を受けた者に対して支給する。
障害見舞金	当該災害により負傷し又は疾病にかかった当時、生計を主として維持していた場合、250万円 その他の場合、125万円

## 2 被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法に基づいて、自然災害によって生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とし支援金を支給する。

(平成21年7月1日現在)

区 分	支 給 の 内 容 等
実施主体	県(災者生活再建支援法人 (財団法人都道府県会館を指定)に支給事務を委託)
対象災害	(1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害 (2) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害 (3) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県の区域に係る自然災害 (4) (1)又は(2)の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満)の区域に係る自然災害 (5) (1)～(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満)の区域に係る自然災害 (6) (1)若しくは(2)の市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合に、 5世帯以上の住宅全壊が発生した市町村(人口10万人未満) 2世帯以上の住宅全壊が発生した市町村(人口5万人未満)
対象世帯	(1) 居住する住宅が全壊した世帯 (2) 居住する住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

区 分	支 給 の 内 容 等				
支 給 額	支給額は以下の2つの支援金の合計額となる (※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)				
	(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）				
	住宅の被害程度	全壊 対象世帯 の(1)	解体 対象世帯 の(2)	長期避難 対象世帯 の(3)	大規模半壊 対象世帯 の(4)
	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円
	(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）				
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)		
支給額	200万円	100万円	50万円		
※一旦住宅を賃貸した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円					
申 請 先	県（市町村経由）				

### 3 被災者生活支援金の支給

被災者生活再建支援法が適用されるなどの大規模な災害において、床上浸水以上の被害を受けた世帯及び小規模事業者に対して、生活再建を支援するため、被災者生活支援金を市町村を通じて支給する。

区 分	支 給 の 内 容 等
対象市町村	(1) 被災者生活再建支援法が適用された市町村 (2) 上記と同一の災害で被害を受けた市町村
対象世帯等	(1) 全壊、半壊若しくは床上浸水の住宅被害を受けた世帯 (2) 商工業を行う拠点である店舗、事務所、工場などが全壊、半壊若しくは床上浸水の被害を受けた小規模事業者 ただし、(1)の支給対象者は除く (3) (1)、(2)に係わらず、被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給対象となる世帯は除く。 (4) (1)、(2)のうち、被災日の前年の1月1日から被災日までの間に県内において被災者生活再建支援法が適用された災害において全壊、半壊若しくは床上浸水の被害を受けた者
支給限度額	上記(1)、(2)については1世帯(1事業者)当たり20万円 上記(4)については1世帯(1事業者)当たり30万円

### 4 県単災害弔慰金の支給

鹿児島県災害弔慰金等支給要綱に基づいて、自然災害によって死亡(行方不明を含む以下この項において同じ。)した者の遺族に対して県単制度の災害弔慰金を支給する。

区 分	支 給 の 内 容 等
対象災害	一の市町村の区域内において住居の滅失した世帯の数が5以上である災害と原因を同じくして発生した災害及びその他知事が特に指定した災害（災害弔慰金の支給等に関する法律の規定による災害弔慰金の支給の対象となる災害を除く。）
支給対象	対象災害により死亡した者の遺族に対して支給する。

弔慰金の額	死亡者1人当たり100万円とする。
-------	-------------------

### 5 県単住家災害見舞金

鹿児島県災害弔慰金等支給要綱に基づいて、自然災害によって現に居住している住家が全壊、流出又は埋没した世帯の世帯主に対して住家災害見舞金を支給する。

区 分	支給の内容等
対象災害	(1) 災害救助法による救助が行われた災害 (2) 一の市町村の区域内において住家の滅失した世帯の数が5以上である災害（(1)災害に該当するものを除く。） (3) (1)、(2)に掲げる災害と原因を同じくして発生した災害 (4) その他知事が特に指定した災害
支給対象	現に居住している住家が対象災害により全壊、流出又は埋没した世帯の世帯主に対して支給する。
見舞金の額	1世帯当たり10万円とする。

## 第3 租税の徴収猶予減免等

### 1 村税の減免の措置(総務課)

被災者に対する村税の減免・申告、申請等の書類の提出に関する期限の延長・徴収猶予は村条例等の規定に基づき実施する。

### 2 被災者に対する住民票等各種証明等の手数料免除(住民課)

被災者の負担軽減を図るため、被災世帯に対し、当該年度において住民票等各種証明の手数料を免除するものとする(災害により印鑑登録証を亡失した場合の印鑑登録手数料を含む)。

### 3 国民健康保険税及び一部負担金の減免(住民課)

被災者に対する国民健康保険及び一部負担金の減免については、村条例等の規定に基づき実施する。

#### 4 国民年金保険料の免除(住民課)

被災者に対する国民年金保険料の免除については、国民年金保険法施行規則に基づき実施する。

### 第4 生活安定策

#### 1 職業の斡旋

被災者の職業斡旋措置について県に対して要請するとともに、公共職業安定所に対して被災者への職業の紹介斡旋等を依頼する。公共職業安定所は、被災者の技能、経験、健康、その他の状況を勘案して希望する求職条件により職業相談、求人開拓等に基づき職業を斡旋する。

### 第5 災害時における日本郵便株式会社の業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

災害が発生した場合において、日本郵便株式会社は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

#### 1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時において、被災者の安否通信等の便宜を図るため、関係法令等に基づき、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。

#### 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、関係法令等に基づき、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

#### 3 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、関係法令等に基づき、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施するものとする。

## 第2節 被災者への融資措置

【関係機関：十島村社会福祉協議会・各関係機関】

【十島村：住民課・地域振興課】

### 第1 民生関係の融資

#### 1 生活福祉資金（福祉費（災害援護経費））

生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、県社会福祉協議会が被災した低所得世帯に対し、自立更正のために必要な資金の融資を行うものである。

平成23年12月1日現在

区分	支給の内容等
貸付対象	災害により被害を受けた世帯で次の各条件に適合する世帯に対して貸し付けられる。 (1) 資金の貸付けとあわせて必要な援助及び指導を受けることにより自立自活できると認められる世帯であること。 (2) 自立自活に必要な資金の融通を他から借り受けることが困難であると認められる低所得世帯であること。
融資の手續及び方法	借入申込人は、その居住地区を担当する民生委員を通じ市町村社会福祉協議会へ提出する。市町村社会福祉協議会は、意見書を添付して県社会福祉協議会へ提出し、県社会福祉協議会で貸付を決定のうえ、市町村社会福祉協議会長あて通知するとともに、貸付金を借入申込人に送金する。
貸付額	150万円以内。
償還期間	据置期間（6ヶ月以内は無利子）経過後7年以内に償還を完了するものとする。
利率	年1.5%（保証人がある場合は無利子）

#### 2 災害援護資金

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、自然災害により災害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行う。

平成21年7月1日現在

区分	支給の内容等
実施主体	市町村が条例に定めるところにより実施する。
対象災害	県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害（県内すべての市町村が対象となる。）
貸付金原資の負担割合	国2/3、県1/3
貸付申込受付	被災日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日まで

区分	支給の内容等
貸付対象世帯	(1) 同一の世帯に属するものが1人の場合は、その所得の合計額が220万円以下の世帯 (2) 同一の世帯に属するものが2人の場合は、その所得の合計額が430万円以下の世帯 (3) 同一の世帯に属するものが3人の場合は、その所得の合計額が620万円以下の世帯 (4) 同一の世帯に属するものが4人の場合は、その所得の合計額が、730万円以下の世帯 (5) 同一の世帯に属するものが5人以上の場合は、その所得の合計額が、730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額以下の世帯 (6) 住居が滅失又は流失した場合は、その所得の合計額が1,270万円以下の世帯

別表 貸付対象等

貸付区分		貸付限度額 (円)	利率	償還 期限	据置 期間	償還 方法	担保
世帯主が負傷した場合 (約1ヶ月以上かかること)	(ア)家財・住居ともに損害がない場合	1,500,000	3.0%	10年以内	3年 (特認5年)	半年賦又は年賦	連帯保証人
	(イ)家財の損害はあるが、住居の損害はない場合	2,500,000					
	(ウ)住居が半壊した場合(特別の事情がある場合)	2,700,000 (3,500,000)					
	(エ)住居が全壊した場合	3,500,000					
世帯主が負傷しなかった場合(療養期間が1ヶ月かからない場合も含む)	(ア)家財の損害はあるが、住居の損害はない場合	1,500,000	3.0%	10年以内	3年 (特認5年)	半年賦又は年賦	連帯保証人
	(イ)住居が半壊した場合(特別の事情がある場合)	1,700,000 (2,500,000)					
	(ウ)住居が全壊した場合(エの場合を除く)(特別の事情がある場合)	2,500,000 (3,500,000)					
	(エ)住居全体が滅失し、又は流失した場合	3,500,000					

「家財の損害」家財の損害金額が、家財の価格の1/3以上に達した場合をいう。  
「特別な事情」被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等をいう。

## 第2 住宅資金の融資

### 1 災害復興住宅建設及び補修資金

災害により居住の用に供する家屋が滅失し、又は損傷した場合において、当該家屋を復興して自ら居住し、又は他人に貸すために当該災害発生の日から2年以内に災害復興住宅を建設し、若しくは補習し、又は当該災害復興住宅の補修に付随して当該災害復興住宅を移転し、当該災害復興住宅の建設若しくは補修に付随して整地し、若しくは当該災害復興住宅の建設に付随して土地若しくは借地権を取得しようとする者に対して住宅金融支援機構が融資するものである。

区分	資の内容等
適用される災害	(1) 災害救助法の適用となった市町村が1以上ある災害又はこれに準ずるものとして財務大臣、国土交通大臣が指定する災害 (2) 滅失戸数が1市町村の区域内家屋の戸数の1割以上又は100戸以上ある災害
貸付を受けることのできる住宅	(1) 建設の基準 ア 住宅部分の床面積は1戸当たり13平方メートル以上、175平方メートル以下であること。 <b>【床面積上限の例外】</b> (ア) り災家屋の住宅部分が175㎡超える場合は、その面積まで建設可能。 (イ) 親族の家屋も併せてり災して、同じ融資住宅に入居する場合は、申込人と同居する親族のり災家屋の合計面積まで建設（購入）可能。 イ 併用住宅は、住宅部分が全体の半分以上であること。ただし、非住宅部分を賃貸するものは除く。 ウ 建築基準法その他の関係法令に適合すること。 エ 各戸に居室、便所及び炊事場を備えていること。 オ 木造である場合1戸建て又は連続建てであること。 カ 都市計画法及び土地区画整理法に基づき建築の制限を受ける場合には、公庫支所の承認を要する。 (2) 補修の基準 ア 家屋の床面積、構造の種類は制限がない。 イ 併用住宅は、住宅部分が全体の半分以上であること。ただし、非住宅部分を賃貸するものは除く。 ウ 建築基準法の規定に適合すること。 エ 各戸に居室、便所及び炊事場を備えていること。 オ 1戸あたりの補修に要する費用が10万円以上であること。
貸付対象者	(1) 公庫から資金の貸付を受けなければ災害復興住宅の建設・購入又は補修をすることができない者であること。 (2) 災害によるり災時、滅失し、又は損傷した家屋の所有者、賃貸人又は居住者であって災害の発生の日から2年以内に自ら居住し、又は主としてり災者である他人に貸すために災害復興住宅を建築・購入又は補修をしようとする者であること。この場合において、当該家屋の賃貸人又は居住者にあつ

区分	資の内容等																				
	<p>て当該家屋の所有者が災害復興住宅の建築・購入又は補修する意思がない場合に限る。</p> <p>(3) 償還能力を有する者であること。</p> <p>(4) 主として被災者である他人に貸すために災害復興住宅を建築・購入又は補修する場合は、貸付金の償還に関し確実な連帯保証人のある者又は機構の貸付金に係る物件以外の担保価値の十分な物件を追加担保に提供できる者であること。</p> <p>(5) 個人（日本国籍を有する者等に限る）又は法人であること。</p>																				
貸付の条件	<p>(1) 建設等</p> <p>ア 貸付限度額：住宅建設資金</p> <table border="0"> <tr> <td>耐火、準耐火構造、木造(耐久性)</td> <td>1, 460万円</td> </tr> <tr> <td>木造(一般)</td> <td>1, 400万円</td> </tr> <tr> <td>土地取得費</td> <td>970万円</td> </tr> <tr> <td>整地費</td> <td>380万円</td> </tr> </table> <p>イ 貸付利率 機構の貸付利率による。</p> <p>ウ 償還期間</p> <table border="0"> <tr> <td>木造(一般)</td> <td>25年以内</td> </tr> <tr> <td>耐火・準耐火・木造(耐久性)</td> <td>35年以内</td> </tr> </table> <p>(3年以内の据置期間を設けることができる。)</p> <p>エ 償還方法 元利均等毎月払又は元金均等毎月払(申込人から申し出があつて債権保全上支障ない場合は、6ヶ月払い併用可)</p> <p>(2) 補修等</p> <p>ア 住宅補修資金</p> <table border="0"> <tr> <td>耐火、準耐火構造</td> <td>10万円～640万以下</td> </tr> <tr> <td>木造</td> <td>10万円～590万以下</td> </tr> <tr> <td>移転費</td> <td>380万円</td> </tr> <tr> <td>整地費</td> <td>380万円</td> </tr> </table> <p>(ただし、移転費と整地費をあわせて融資を受ける場合は、380万円まで。)</p> <p>イ 貸付利率 機構の貸付利率による。</p> <p>ウ 償還期間 20年以内(据置期間1年を含む。)</p> <p>エ 償還方法 元利均等毎月払又は元金均等毎月払い(申込人から申し出があつて債権保全上支障ない場合は、6ヶ月払い併用可)</p>	耐火、準耐火構造、木造(耐久性)	1, 460万円	木造(一般)	1, 400万円	土地取得費	970万円	整地費	380万円	木造(一般)	25年以内	耐火・準耐火・木造(耐久性)	35年以内	耐火、準耐火構造	10万円～640万以下	木造	10万円～590万以下	移転費	380万円	整地費	380万円
耐火、準耐火構造、木造(耐久性)	1, 460万円																				
木造(一般)	1, 400万円																				
土地取得費	970万円																				
整地費	380万円																				
木造(一般)	25年以内																				
耐火・準耐火・木造(耐久性)	35年以内																				
耐火、準耐火構造	10万円～640万以下																				
木造	10万円～590万以下																				
移転費	380万円																				
整地費	380万円																				
借入手続き	<p>融資希望者は、罹災地域を管轄する市町村その他の公的機関の長から災証明の発行を受け、申込書の提出は、機構又は最寄りの機構の業務委託金融機関へ提出するものとする。</p>																				

## 2 地すべり関連住宅資金

地すべり等防止法の事業計画、土砂災害防止法に基づく勧告により、自ら居住し、又は他人に貸付けるために地すべり関連住宅を移転し、又は建設しようとする者で、自費で建設等ができず住宅金融支援機構から資金を借入れて実施しようとする世帯に対して、本資金を融資するものである。

区分	融資の内容等
貸付を受けることのできる住宅	(1) 原則として居住室、炊事室及び便所を有すること。 (2) 13平方メートル以上、関連事業計画又は勧告に基づき移転又は建設される地すべり等関連住宅は非住宅部分が1/2以上あってもよい。ただし、非住宅部分については、住宅部分の床面積の工事費までしか融資対象とならない。 <b>【新築購入・リユース購入の場合】</b> 50平方メートル以上(共同建ての場合40平方メートル以上)、280平方メートル以下であること。 (3) 移転又は建築後において建築基準法その他の関係法令に適合するものであること。新築家屋購入の場合にあっては、建築基準法その他の関係法令に適合するものであること。また、リユース家屋購入の場合にあっては、建築基準法上明らかな違法建築物でないこと。 (4) 木造等の住宅を建設する場合原則として1戸建てであること。 (5) 敷地の権利が転借によらないものであること。
貸付の条件、その他	利率：機構の貸付利率による。 その他は災害復興住宅に同じ。

## 第3 農林漁業関係の融資

### 1 天災融資法による経営資金および事業資金

「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づき特に著しい災害があり、法適用の指定を受けた場合、農林漁業者に対する次のような資金の融資を行う。

#### (1) 被災農林漁業者に対する経営資金

(平成23年8月31日現在)

区分	融資の内容等
貸付対象	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具(政令で定めるものに限る。)、家畜、家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具(政令で定めるものに限る。)、稚魚、稚貝、餌料、漁具用燃油等の購入資金、炭がまの構築資金、漁船(政令で定めるものに限る。)の建造又は取得資金その他の農林漁業経営に必要な資金
貸付の相手方	(1) 被害農業者(農業を主な業務とする者…年間総所得の5割以上を農業所得に依存) ア 天災(政令で定めたものに限る。)による農作物、畜産物若しくは繭の減収量が平年の収穫量の100分の30以上であり、かつ、減収による損失額がその者の平年における農業総収入額の100分10以上ある旨の市町村長の認定を受けた者

区分	融資の内容等
	<p>イ 天災(政令で定めたものに限る。)により果樹、茶樹若しくは桑樹(それぞれ栽培面積5アール以上)の流失、損傷、枯死等による損失額が被害時における価額の100分の30以上である旨の市町村長の認定を受けた者</p> <p>(2) 被害林業者 林業を主な業務とする者であって、天災による薪炭(薪炭原木を含む。)、木材、林業用種苗その他の林産物の流失等による損失額がその者の平年における林業による総収入額の100分の10以上である旨又は天災によるその所有する炭がま、しいたけほだ木、わさび育成施設若しくは樹苗育成施設の流失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の50以上である旨の市町村長の認定を受けたもの</p> <p>(3) 被害漁業者 漁業を主な業務とする者であって、天災による魚類、貝類及び海そう類の流出等による損失額がその者の平年における漁業総収入額の100分の10以上である旨又は天災によるその所有漁船(政令で定めるものを除く。)若しくは漁具(政令で定めるものを除く。)の沈没、流失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の50以上である旨の市町村長の認定を受けたもの</p> <p>(4) 特別被害農業者 被害農業者であって、天災による農作物、畜産物及び繭の減収による損失額が、その者の平年における農業総収入額の100分の50(開拓者にあつては100分の30)以上である旨又は天災による果樹、茶樹若しくは桑樹の流失、損傷、枯死等による損失額が被害時における価額の100分の50(開拓者にあつては100分の40)以上である旨の市町村長の認定を受けた者</p> <p>(5) 特別被害林業者 被害林業者であって、天災による薪炭(薪炭原木を含む。)、木材、林業用種苗その他の林産物の流失等による損害額がその者の平年における林業による総収入額の100分の50以上である旨又は天災によるその所有する炭がま、しいたけほだ木、わさび育成施設若しくは樹苗育成施設の流失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の70以上である旨の市町村長の認定を受けたもの</p> <p>(6) 特別被害漁業者 被害漁業者であって、天災による魚類、貝類及び海そう類の流失等による損失額がその者の平年における漁業による総収入額の100分の50以上である旨又は天災によるその所有する漁船若しくは漁具の沈没、流失、滅失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の70以上である旨の市町村長の認定を受けたもの</p>
貸付利率	<p>(1) 特別被害農業者若しくは特別被害林業者で特別被害地域内において農業(開拓者を含む。)若しくは林業を営む者又は特別被害漁業者で特別被害地域内に住所を有する者 年3%以内</p> <p>(2) 天災による農産物等、林産物又は水産動植物の損失額が平年における農業、林業又は漁業による総収入額の100分の30以上</p>

区分	融資の内容等						
	である被害農林漁業者で特別被害地域内の特別被害農林漁業者以外の者 年5.5%以内 (3) その他 年6.5%以内						
償還期限	6年の範囲内で政令で定める期間(激甚法適用の場合7年)						
貸付限度	貸付対象者		天災融資法		激甚災害法		
			貸付限度額(損失額のA%に相当する額又はB万円のどちらか低い額)		貸付限度額(損失額のA%に相当する額又はB万円のどちらか低い額)		
			A%	B万円個人( )は法人	B%	B万円個人( )は法人	
	農業者	果樹栽培者家畜等飼養者	55	500(2,500)	80	600(2,500)	
			一般農業者	45	200(2,500)	60	250(2,500)
		開拓者	果樹栽培者家畜等飼養者	55	500(2,500)	80	600(2,500)
			一般開拓者	45	200(2,500)	60	250(2,500)
		林業者		45	200(2,000)	60	250(2,000)
	漁業者	漁具購入資金	80	5,000	80	5,000	
		漁船建造・取得資金	80	500(2,500)	80	600(2,500)	
		水産動植物養殖資金	50	500(2,500)	60	600(2,500)	
		一般漁業者	50	200(2,000)	60	250(2,000)	

## (2) 被災農林漁業組合に対する事業資金

区 分	融資の内容等
貸付対象	事業運営資金（肥料、農薬、漁業用燃油、生産物等の在庫品で被害を受けたものの補てんに充てるために必要な資金）
貸付の相手方	被害組合
貸付利率	年6.5%以内
償還期限	3年以内
貸出限度	2,500万円以内、ただし、連合会については、5,000万円以内（激甚法適用の場合は、5,000万円以内、ただし、連合会については、7,500万円以内）

## 2 株式会社日本政策金融公庫による災害資金

株式会社日本政策金融公庫法に基づき、株式会社日本政策金融公庫が被害農林漁業者等に対し貸し付けを行う農林漁業公庫資金は、次のとおりである。

（平成23年6月20日現在）

資金名	資金用途・内容	貸付利率 (%)	償還期限 (年以内)		貸付限度額 (万円)	融資率 (%)
			償還期間	うち据置期間		
農業基盤整備資金	農地、牧野の保全又はその利用上必要な施設の復旧費	0.65 ~ 1.50	25	10	限度額なし (当該年度の貸付対象事業費の10%、当該年度に負担する額5/6)	100
農林漁業施設資金	主務大臣指定施設 農林漁業用施設の復旧、補修費(災害復旧として行う果樹の改植、補植)	0.65 ~ 1.50	15 (果樹25)	3 (果樹10)	1施設当たり300 特認600 漁船1,000 (下限10)	80
	共同利用施設 共同利用施設の復旧費	0.65 ~ 1.50	15~25	3	上限なし	80
漁業基盤整備資金	漁港施設 漁港施設	0.95 ~ 1.70	20	3	(下限10)	80
	漁場整備 漁場整備施設	0.95 ~ 1.70	20	3	(下限10)	80
漁船資金 漁船の復旧		0.95 ~ 1.25	5 10	2	1隻当たり45,000 まき網85,000 (下限10)	80
林業基	林道 林道及びこれらの付帯施設の復旧	0.95 ~ 1.70	20 (特認25)	3 (特認7)	(下限10)	80

資金名	資金使途・ 内容	貸付 利率 (%)	償還期限 (年以内)		貸付限度額 (万円)	融資率 (%)
			償還期間	うち 据置期間		
樹苗養成 施設	樹苗その他の 施設の災 害復旧費	0.95 ～ 1.70	15	5	(下限 10)	80
農林漁業セー フティネット 資金	災害復旧災 害に伴う減 収補填	0.65 ～ 0.85	10	3	600	100

(注)貸付利率等は随時改訂が行われるので、利用の際は関係先に確認すること。

### 3 災害復旧つなぎ資金

(平成23年8月31日現在)

区分	融資の内容等
資金使途	災害経営資金：肥料、飼料、農薬、種苗等の購入資金その他農業経営に必要な資金
貸付の相手方	災害経営資金：天災（県知事認定）により、収穫量30%かつ平年における農業収入額10%の被害を市町村が認定した農業者
貸付限度額	被害農業者1人当たりの損失額60%に相当する額又は、160万円(ただし、家畜主業者及び果樹主業者は400万円)のいずれか低い額
償還期限	6ヶ月以内
貸付利率	年3.0%
その他	県の歳計現金を天災の都度知事が別に定める利率で県信連に預託する。

## 第4 商工業関係の融資

### 1 鹿児島県融資制度 緊急災害対策資金

#### (1) 目的

災害により経営に影響を受けている県内中小企業者の資金需要に迅速・的確に対し、当該中小企業者の速やかな業況回復を図る。

#### (2) 制度の概要

融資対象者：県内で引続き1年以上事業を営む中小企業者及び組合で、次の要件のいずれかに該当するもの。

- ア 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条に規定する特例が適用された者(県内における災害により被害を受けたものに限る。)
- イ 災害救助法第2条の災害により被害を受けた者  
(県内における同条の災害により被害を受けた者に限る。)
- ウ 被災者生活再建支援法第2条の自然災害により被害を受けた者  
(県内における同上の災害により被害を受けた者に限る。)
- エ 知事が特に認める災害により被害を受けた者

融資限度額	運転資金 2,000万円 設備資金 3,000万円
融資期間	運転資金 7年以内(据置2年以内) 設備資金 10年以内(据置3年以内)
融資利率	1年以内 年1.9% 1年超3年以内 年2.0% 3年超5年以内 年2.1% 5年超7年以内 年2.3% 7年超10年以内 年2.7%
信用保証	鹿児島県信用保証協会の保証を要する。
信用保証料率	融資対象者ア～ウ 0% 融資対象者エ 年0.13%～1.58% ア財務諸表について「中小企業の会計に関する指針」の適用状況を確認できる中小企業者(個人を除く。)－0.1%割引 イ担保を提供して保証を受けている中小企業者及び組合－0.1%割引
保証人	保証機関の定めるところによる。
担保	保証機関の定めるところによる。
申込み先	各商工会議所・商工会(組合は中小企業団体中央会)
取扱金融機関	鹿児島銀行、南日本銀行、各信用金庫、各信用組合、商工組合中央金庫鹿児島支店、福岡銀行、肥後銀行、宮崎銀行、西日本シティ銀行、熊本ファミリー銀行、宮崎太陽銀行(県外に本店を有する金融機関については県内営業店に限る。)
添付書類	当該災害により被害を受けたことの市町村長等の証明書等

2 政府系金融機関の融資

(平成21年4月1日現在)

機関名 事項	中小企業金融公庫		商工組合中央金庫
	中小企業事業	国民生活事業	
制度名	災害復旧貸付	災害貸付	災害復旧資金
融資対象	別に指定された災害により被害を被った中小企業の方	災害により被害を受けた方	異常な自然現象等により生じる被害又は武力攻撃災害の影響を受けた直接被災事業者及び間接被災事業者
融資制度	別枠 1億5千万円	それぞれの融資制度の融資限度の額に1災害につき、3千万円を加えた額(ただし、異例の災害の場合は、その都度定めます。)	当金庫所定の限度内
融資期間	運転・設備 10年以内	運転・設備 10年以内 (ただし、異例の災害の場合は、その都度定めます。)	運転 10年以内 設備 20年以内
据置期間	2年以内	2年以内(ただし、異例の災害の場合は、その都度定めます。)	3年以内
担保	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。
貸付利率	基準利率 ただし、閣議決定に基づき特別利率を適用される場合があります。	基準利率 ただし、特別貸付の災害貸付で特利対象設備は該当特利となります。(異例の災害の場合は、その都度定めます。)	当金庫所定の利率
保証人	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。

(注) 融資条件は随時改訂されるので、利用の際は関係先に確認してください。

### 3 鹿児島県信用保証協会の保証

区 分	保 証 の 概 要
保証対象	県内に事業所（個人の場合は住居又は事業所）を有し、事業を営んでいる中小企業者。但し、保証制度要綱等で別に業歴が定めている場合は、それによる。
相談・申込先	各金融機関
保証限度	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円(激甚災害保証の場合は、別枠)
保証期間	運転資金15年以内、設備資金20年以内 (激甚災害保証の場合 運転資金5年、設備資金7年以内)
保証人及び担保	原則不要（法人の場合は代表者）
返済方法	一括又は分割返済
信用保証料率	0.45～1.90% (激甚災害保証の場合 0.87%)

※次の定性要因に該当する事業者について、それぞれ0.1%割引

- (1) 担保の提供がある事業者（一部制度は対象外）
- (2) 「中小企業の会計に関する基本要領」の適用状況を確認できる事業者（一部制度は対象外）又は会計参与設置会社、公認会計士若しくは監査法人を受けている事業者
- (3) ISO14001、エコアクション21又はグリーン経営の認証を受けている事業者（一部制度は対象外）